

全国高等学校体育連盟自転車競技専門部 表彰規定及び細則

表彰規定

第1条 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部細則第〇〇条に基づきこの規定を定める。

第2条 表彰は、高等学校における自転車競技の普及振興に功績が顕著と認められたものについて行う。

第3条 表彰は、次の各条件に適合するものについて、常任理事会の推薦を持って理事会の承認を得て決定する。

1 全国高等学校体育連盟の活動に役員として、通算して10年以上つとめ、かつ55歳以上を対象とする。

2 その他、特に功績が顕著と認められるもの。

第4条 本規定における表彰候補者の推薦のための細則は、別に定める。

第5条 表彰者には、賞状を贈りその功績をたたえる。

第6条 本規定の改廃は理事会の議を経て行う。

細則

第1条 本連盟表彰規定第4条の規定に基づき、この細則を定める。

第2条 対象となる役員とは、全国高等学校体育連盟自転車競技専門部部长、副部长、理事長、理事及び専門部委員とする。

第3条 指導者の表彰は、本細則第2条に準ずる。

第4条 上記以外に、スポーツ活動に関する調査研究及び高体連事務局の運営等において顕著な功績があるなど、会長が特に必要と認められたものについて、理事会の議を経て表彰することができる。